

公立中学校の学校部活動における
地域クラブ活動への移行に向けた手引き

(令和6年3月版)

岩手県 岩手県教育委員会

目次

はじめに	2
1 「学校部活動の地域クラブ活動への移行」の考え方	3
(1) 現状と課題	
(2) 文部科学省（スポーツ庁・文化庁）の動き	
ア 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について	
イ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言	
文化部活動の地域移行に関する検討会議提言	
ウ 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン	
エ 部活動改革ポータルサイト～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）	
に向けて～	
(3) 県の動き	
ア いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから	
イ 岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針	
ウ 県内のモデル事業（スポーツ庁委託）	
(ア) 地域部活動推進実践事業（令和3・4年度）	
(イ) 地域スポーツ活動体制整備事業（令和5年度～）	
(4) 今後の目指す姿	
(5) その他	
2 「地域クラブ活動」制度設計	16
(1) 地域の実情に応じた体制整備	
ア 体制整備	
イ 全国各地で実施されているモデル事業	
ウ 協議会等	
エ 運営団体・実施主体	
(2) 指導者の確保・資質の向上	
(3) 活動経費	
(4) 会場（活動場所）	
(5) 保険の加入	
(6) 具体的な進め方	
ア 協議会等の設置	
イ 地域ニーズの把握	
ウ 運営団体・実施主体に求めていくこと	
3 関係団体・学校・保護者・地域への説明・周知	27
4 生徒への募集案内	28
5 指導を希望する教員への対応	29
資料1 地域クラブ活動における活動方針の例	31
資料2 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合 の兼職兼業について（手引き）」について	34

はじめに

- スポーツ庁及び文化庁は、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する提言を踏まえ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むため、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を、令和4年12月に策定しました。
- 岩手県及び岩手県教育委員会は、上記ガイドラインの策定を受け、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」（令和元年8月）を全面的に改定し、新たに「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を、令和6年1月に策定しました。
- 本県における学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、令和3・4年度は「地域運動部活動推進実践研究事業（スポーツ庁委託）」、令和5年度は「地域スポーツ活動体制整備事業（スポーツ庁委託）」を展開し、5市町村において実証事業に取り組んでいるところです。また、各市町村においても様々な検討や一部実施されている例があると聞いています。
- そこで、各市町村において公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて取り組む際、市町村地域スポーツ・文化芸術所管課並びに市町村教育委員会において担うことが想定される業務や各種手続き等を整理した「公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き」（以下「手引き」という。）を更新しました。
- 今後の各市町村における生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立に向けて、手引きを活用いただき、地域の実情に合わせた内容に読み替えるなど、持続可能な活動等に向けて取り組んでいただければ幸いです。
- 運営団体・実施主体として役割が期待される団体等においても、活動実施に当たり参考としてください。
- なお、この手引きは、現時点での情報に基づき作成したものであり、今後の国の動向等によって、手引きに修正を加えていくことに御留意ください。

1 「学校部活動の地域クラブ活動への移行」の考え方

(1) 現状と課題

- 中学校及び義務教育学校の学校部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。
- 一方で、こうした学校部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増しています。例えば、現在、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、小学校児童数の減少に加え、いよいよ中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行しています。
この人口の減少傾向は、都市部に比べて、地方においてより加速しており、本県においては、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツ・文化芸術活動に取り組む中学生が見られるなど活動が多様化しており、学校部活動だけで中学生のニーズに応えることが困難な状況にあります。
- さらに、中学校等の学校部活動においては、競技経験のない教師が指導せざるを得ない点、休日も含めた学校部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教員にとって大きな業務負担となっている実態もあります。
- これまで学校部活動は、教員による献身的な勤務の下で成り立っていましたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じているという課題があります。

(2) 文部科学省（スポーツ庁・文化庁）の動き

ア 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について（スポーツ庁等 令和2年9月1日事務連絡）

- 「改革の方向性」については、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する一方で、部活動の指導を希望する教師は引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築することで、生徒の活動機会を確保するために、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備することとしています。
- そして、改革を推進する「具体的な方策」として、一つめに、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行していくこと。二つめに、合理的で効率的な部活動を推進することとしています。

【参考】概要

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとって望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
(育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

イ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁 令和4年6月6日）

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（文化庁 令和4年8月9日）

○ これらの中で改革の方向性については、

- ・ まずは、休日の学校部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- ・ 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途

（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

- ・ 平日の学校部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- ・ 地域のスポーツ・文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

と示され、課題への対応策が整理されています。

○ この中では、スポーツ庁及び文化庁において取組事例を参考資料としてまとめ、各地方公共団体において、これらの事例を参考にしつつ、地域の実情等を踏まえた受け入れ体制等の構築等の取組を着実に進めていくことが必要であることが示されています。

- 4 -

【参考】各提言概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における運動部活動を対象
スポーツ庁

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

運動部活動の意義と課題

これまでの対応

目標

改革の方向性

課題への対応

意義

課題

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
○中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目指す
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間
R5 R6 R7 R8
・ガイドラインの改訂
・地方公共団体における推進計画の策定・実施
・公的な支援

進捗状況を検証し、更に改革

新たなスポーツ環境・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

大会・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

スポーツ団体等・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

会費や保険・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
・スポーツ安全保障が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

スポーツ指導者・指導者資格の取得や研修の実施の促進
・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
・指導者の確保のための支援方策の検討

学習指導要領等・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
・部活動等から伺える個性や意欲、能力を入試全体を通じ多面的に評価
・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

スポーツ施設・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
・スポーツ団体等に管理を委託

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路を選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

※公立中学校等における文化部活動を対象
文化省

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要

文化部活動の意義と課題

これまでの対応

目標

改革の方向性

課題への対応

意義

課題

○生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
○中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
○文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
○地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

○まずは、休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目指す
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
○平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
○地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
○地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

休日の文化部活動の地域移行に向けた改革集中期間
R5 R6 R7 R8
・ガイドラインの改訂
・地方公共団体における推進計画の策定・実施
・公的な支援

進捗状況を検証し、更に改革

新たな文化芸術環境・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体
・生徒の状況に適した機会を確保

大会・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

文化芸術団体等、指導者・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討

会費や保険・困窮する家庭への費用の支援方策の検討
・スポーツ安全保障が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

活動場所・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
・社会教育施設、文化施設等の活用の促進

学習指導要領等・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
・部活動等から伺える個性や意欲、能力を入試全体を通じ多面的に評価
・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路を選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

ウ 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「国」のガイドライン」という。スポーツ庁及び文化庁 令和4年12月27日）

- スポーツ庁及び文化庁では、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、運動部及び文化部の各ガイドラインを統合した上で全面的に改定しました。
- 国のガイドラインでは、**地域移行の目標時期は設定されませんでしたが、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付けられたことから、学校部活動改革の取組が求められることに変わりありません**。学校部活動改革の取組の中で、地域クラブ活動への移行を検討することが求められています。
- 本文内の「学校部活動の地域移行」が「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」と記載が変更され、「学校部活動」と「地域クラブ活動」が地域の実情に応じ、当面は併存することが示されました。
- 直ちに地域クラブへの移行体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動の導入や、地域の協力を得て部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが示されました。
- 学校では、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動と同じ分野の学校部活動について、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めることや、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすよう示されています。

【参考】概要

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ Iは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- 週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

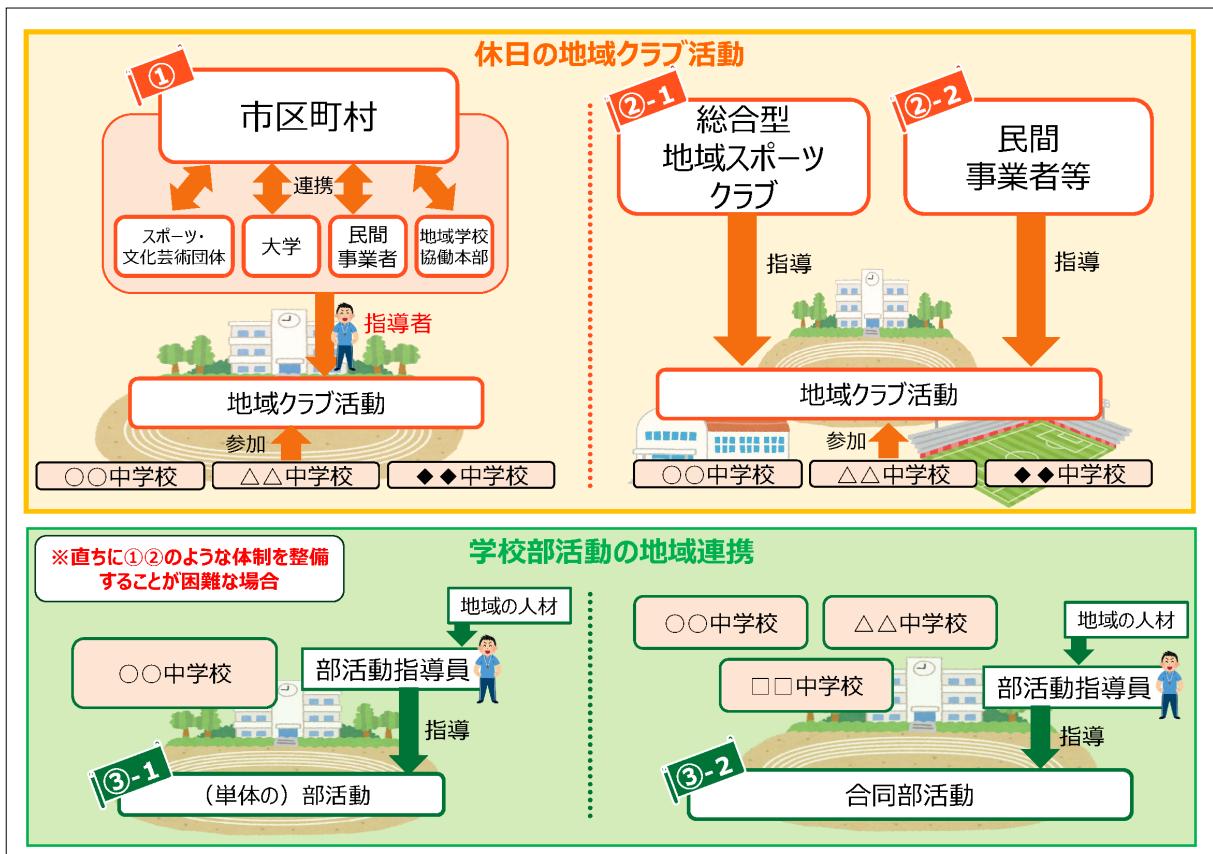
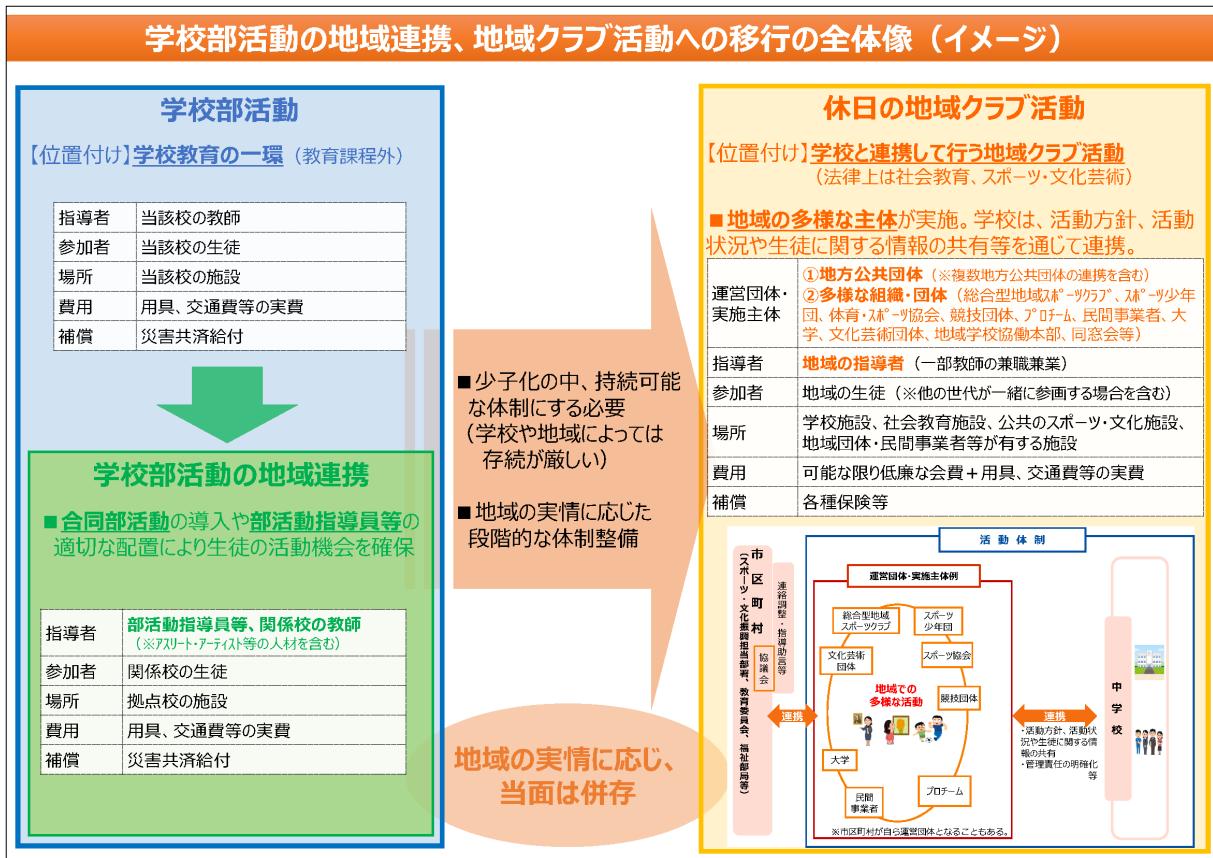
IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

【参考】全体像（イメージ）



エ 部活動改革ポータルサイト～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）に向けて～

- スポーツ庁は、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて、必要な情報を一元的にまとめたサイトを作成しています。

「自治体の方へ」「保護者・生徒の方へ」「団体・指導者の方へ」「地域の方へ」と対象別にまとめられており、例えば自治体向けのページでは、予算、制度構築（国のガイドライン等）、全国の取組紹介など、参考となる資料を掲載しています。

【参考】部活動改革ポータルサイト（スポーツ庁ホームページ内）



【参考】URL

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



- なお、文化庁は、ホームページ内に「文化部活動に関する取組」の項目を設け、文化部活動改革や全国各地で展開されているモデル事業（地域部活動推進事業、地域文化俱楽部（仮称）創設支援事業）等について掲載しています。

【参考】URL

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/1413713.html>



(3) 県の動き

ア いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議 令和3年3月）

- 本県における部活動は、他都道府県と比較して高い部活動加入率のもと、これまで地域の実情に合わせた形で行われ、人格形成に多大な影響を与えています。

- 一方、生徒数の減少や中学生のスポーツ・文化活動の多様化により、学校にある部活動だけでは中学生のニーズに応えることが難しくなってきた等の状況を踏まえ、「中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動の在り方の方向性を整理」することを目的として検討を行ってきました。

有識者会議では、文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動きも見据えながら、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組を提言としてまとめました。

- この有識者会議では、それほど遠くない未来に向けた持続可能な中学生のスポーツ・文化活動の在り方について提言がまとめられました。

本県中学生の活動を支える全ての関係者が連携し、「望ましい活動・環境の姿」が実現することが期待されています。

望ましい活動・環境の姿

- 自主的・自発的に活動し、中学生による活動の運営等、目標に向かって充実した取組を実践している。
- 学校・地域・関係団体等による環境整備や体制構築が進み、中学生が希望する活動を支えている。
- 指導者と中学生のコミュニケーションが十分に図られ、生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ基礎を培うことができる。

- また、提言では、いわての中学生のスポーツ・文化活動の課題が整理されており、課題解決のために各主体の役割・取組が求められています。

いわての中学生のスポーツ・文化活動の課題

1 中学校における「自主的・自発的な参加により行われる部活動」の推進

- (1) 部活動における「所属」と「参加」の捉えが整理されていない
- (2) 活動の多様化により学校の部活動だけでニーズに応えることが困難
- (3) 生徒が主体となって活動できる体制が整っていないこと

2 中学生の多様なニーズに応えるための指導者及び活動場所の確保

- (1) 地域の活動について周知を図る必要があること
- (2) 地域単位で運営を支える体制を構築する必要があること

3 指導者の適切な指導の推進

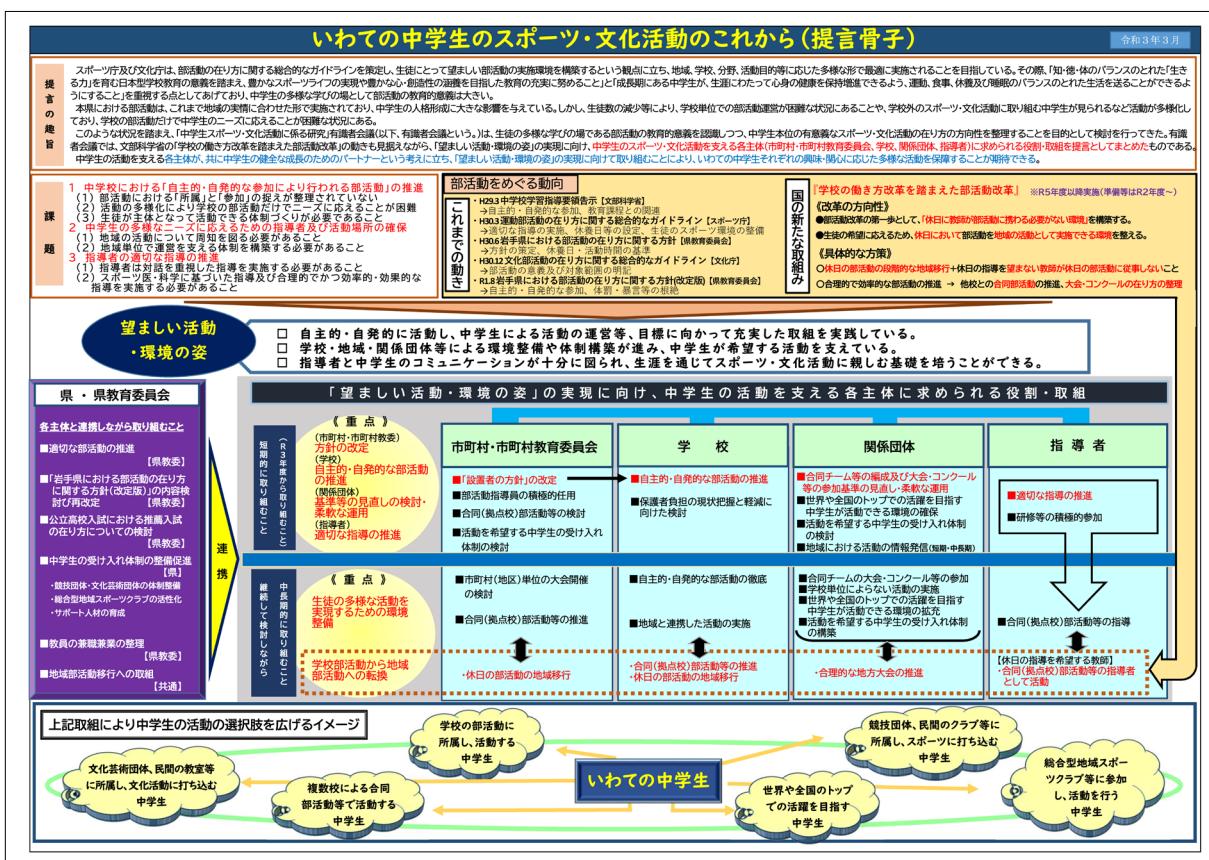
- (1) 指導者は対話を重視した指導を実施する必要があること
- (2) スポーツ医・科学に基づいた指導及び合理的かつ効率的・効果的な指導を実施する必要があること

○ 課題解決のために各主体の役割・取組として、市町村教育委員会や中学校に求められていることは、

- ・ 自主的・自発的な部活動の推進・徹底（学校の部活動に「所属しない」ことも認める等）
- ・ 部活動指導員の積極的任用
- ・ 合同（拠点校）部活動等の検討・推進
- ・ 総合型地域スポーツクラブ等による受け入れ体制の検討・推進
- ・ 休日の部活動の地域移行

などが示されています。

【参考】提言骨子



【参考】ダウンロード先

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_001/043/237/teigen-honbun.pdf



イ 岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針（令和6年1月）

- 県及び県教育委員会は、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が国のガイドラインを策定したことを受け、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」を全面的に改定し、新たに「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定しました。
- 内容としては、国のガイドラインを参考にするとともに、「いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから」で示された課題に対応したものとなっています。
- 学校部活動の地域クラブ活動への移行については、国のガイドラインと同様に、
- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
 - ・ 平日の環境整備はできるところから
 - ・ 関係者からなる協議会等を設置し、検討体制を整備
- などとしています。
- 各市町村には、地域クラブ活動への移行について、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組から進めていただくことを求めています。

【参考】概要版



【参考】URL

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1007339/1070545/index.html>



ウ 県内のモデル事業（スポーツ庁委託）

(7) 地域部活動推進実践事業（令和3・4年度）

- 全国各地で実施されている実践研究について、本県では、令和3年度は岩手町と葛巻町の2町、令和4年度は大船渡市を加えた1市2町において実践研究を行いました。
- 成果報告書については、全国の取組紹介と併せて前記スポーツ庁ポータルサイト内に掲載されています。

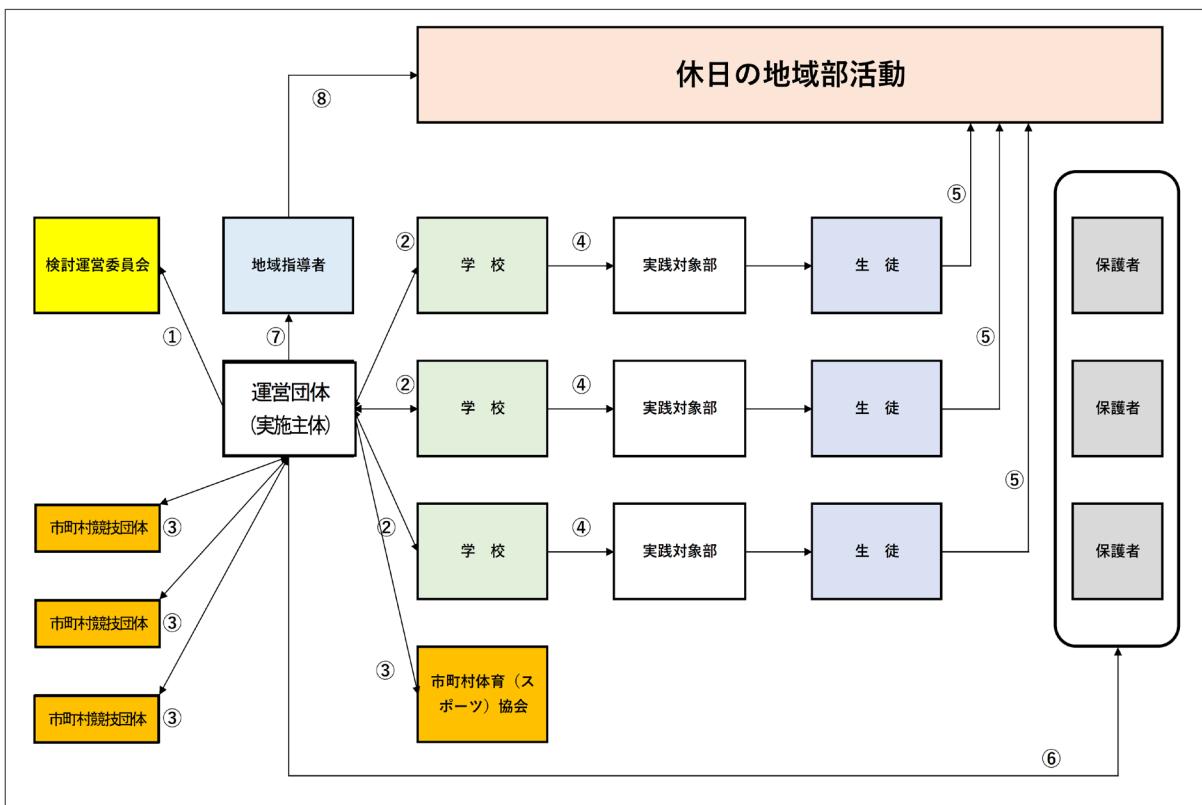
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.htm



【参考】概要

	令和3年度		令和4年度	
	実施主体	取組内容	実施主体	取組内容
岩手町	町教育委員会	中学校数：3 (沼宮内、川口、一方井) 競技数：1 (ホッケー) (教員の兼職兼業1名)	町体育協会	中学校数：3 (沼宮内、川口、一方井) 競技数：1 (ホッケー) (教員の兼職兼業1名)
葛巻町	町教育委員会	中学校数：3 (葛巻、江刈、小屋瀬) 競技数：5 (バスケットボール、野球、サッカー、柔道、ソフトテニス)	町スポーツ協会	中学校数：3 (葛巻、江刈、小屋瀬) 競技数：7 (バスケットボール、野球、サッカー、柔道、ソフトテニス、バレーボール、卓球)
大船渡市			市スポーツ協会	中学校数：4 (第一、大船渡、未崎、東朋) 競技数：5 (陸上競技、剣道、卓球、柔道、バドミントン)

【参考】令和3年度地域部活動推進実践研究事業における活動実践までのイメージ



◆ 運営団体・実施主体（市町村教育委員会）

- ① 検討・運営委員会の設置（市町村教育委員会）
 - ・ 活動内容・方針の検討、決定
 - ・ 情報共有、課題の整理 等
- ② 学校との連携、意思確認、教職員への説明依頼、各種打ち合わせ
- ③ 市町村体育（スポーツ）協会及び所属競技団体との連携
- ④ 学校において休日の地域部活動の実践を希望するか検討を依頼
- ⑤ 休日の地域部活動への参加
- ⑥ 保護者への説明
- ⑦ 地域指導者の任用、研修、報酬等の支払い
- ⑧ 地域指導者の指導による休日の地域部活動の実践

上記の他、休日の地域部活動の実践に当たっては、

- ・ 活動経費等の整理
 - ・ 傷害保険への加入手続き
 - ・ 休日の地域部活動の実施計画の作成
- など、運営団体として行う業務があります。

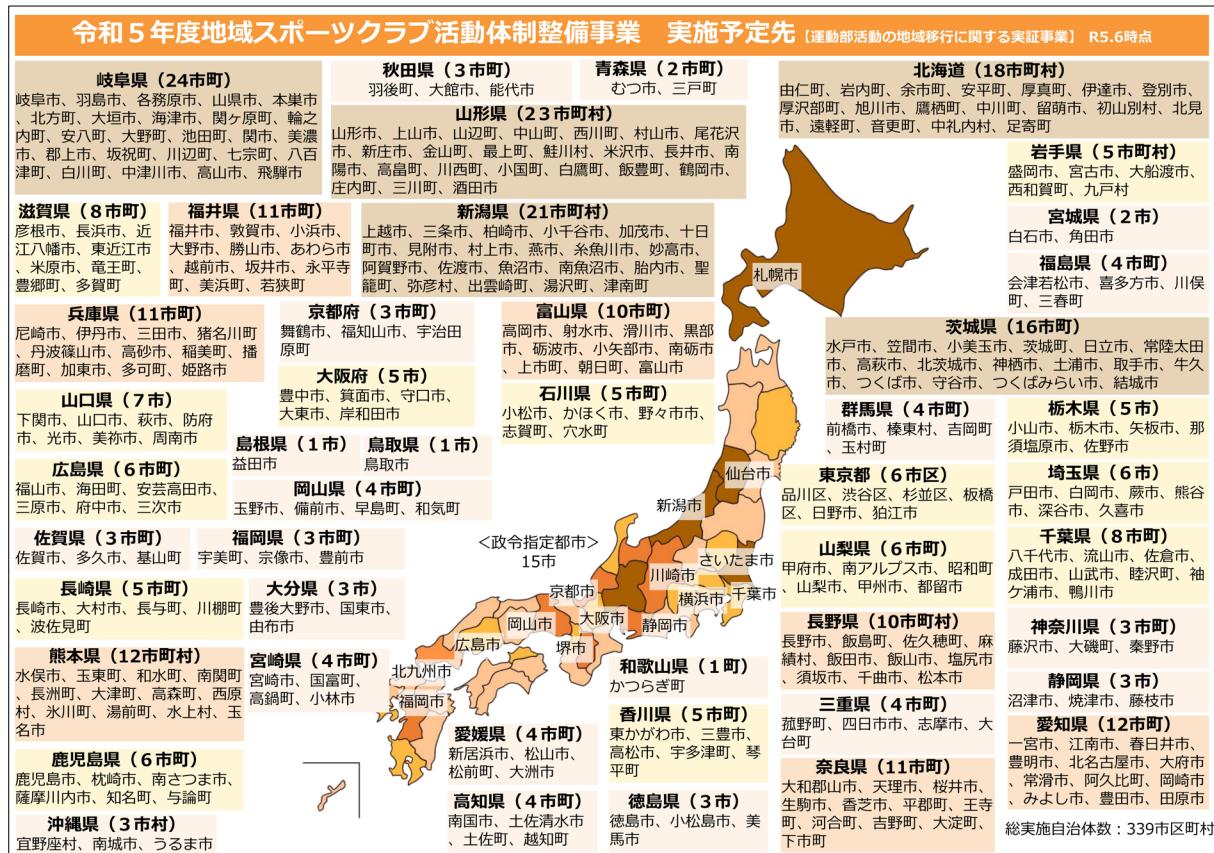
(イ) 地域スポーツ活動体制整備事業（令和5年度～）

- 令和5年度からは事業名称が変更され、実証事業が全国各地で行われています。本県においては5市町村で行っています。

【参考】 概要

実施主体		取組内容
盛岡市	盛岡市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	中学校数：8（上田、城西、見前、飯岡、乙部、見前南、渋民、巻堀） 競技数：3（野球、卓球、ハンドボール）
宮古市	市教育委員会	中学校数：11（第一、第二、河南、宮古西、花輪、津軽石、重茂、崎山、田老第一、新里、川井） 競技数：4（野球、バスケットボール、陸上、ラグビーフットボール）
大船渡市	市教育委員会	中学校数：4（第一、大船渡、末崎、東朋） 競技数：3（陸上競技、バレーボール、バドミントン）
西和賀町	町教育委員会	中学校数：2（湯田、沢内） 競技数：7（野球、ソフトテニス、バレーボール、卓球、ソフトボール、バドミントン、柔道）
九戸村	村教育委員会	中学校数：1（九戸） 競技数：5（野球、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス）

【参考】令和5年度における全国の実証事業



(4) 今後の目指す姿

- 学校部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり本県の中学生がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要があります。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものであります。
- これまでの学校部活動の教育的意義や役割については、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者との必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう環境を整えていくものです。
- 地域クラブへの移行を契機に、生徒や保護者等が地域のスポーツ・文化芸術活動に参加することは、地域の団体とともに質の高いスポーツ・文化芸術活動や地域におけるスポーツ・文化芸術の発展を主体的に形成していくこと、さらには地域社会を豊かにすることにつながるものであります。
- これらの取組が、中学生を含めた地域住民を対象として、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備することで、**地域スポーツ・文化芸術全体を振興する契機**となり、スポーツ・文化芸術による「まちづくり」につながることが期待されます。

(5) その他

- 地域クラブ活動（スポーツ・文化芸術活動）は、「学校部活動」と違い、学校の教育活動から離れた活動であることから、学習指導要領で示された、**学校教育の一環としての部活動とは異なるもの**と理解する必要があります。従って、地域クラブ活動への移行を進める上で**「地域部活動」という語句を用いると、学校のみならず中学生や保護者等に誤解を与えることが予想されます。**
- 大会の参加について、公益財団法人日本中学校体育連盟は、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大を着実に実施することとなっています。併せて、岩手県中学校体育連盟においては、令和5年度の岩手県中学校総合体育大会から、地域スポーツ団体等の参加について認めているところであり、その参加を認める条件については、必要に応じて見直し等を行うこととしています。最新の情報については、県中学校体育連盟のホームページを御確認ください。

<http://www.iwate-chuutairen.net/>



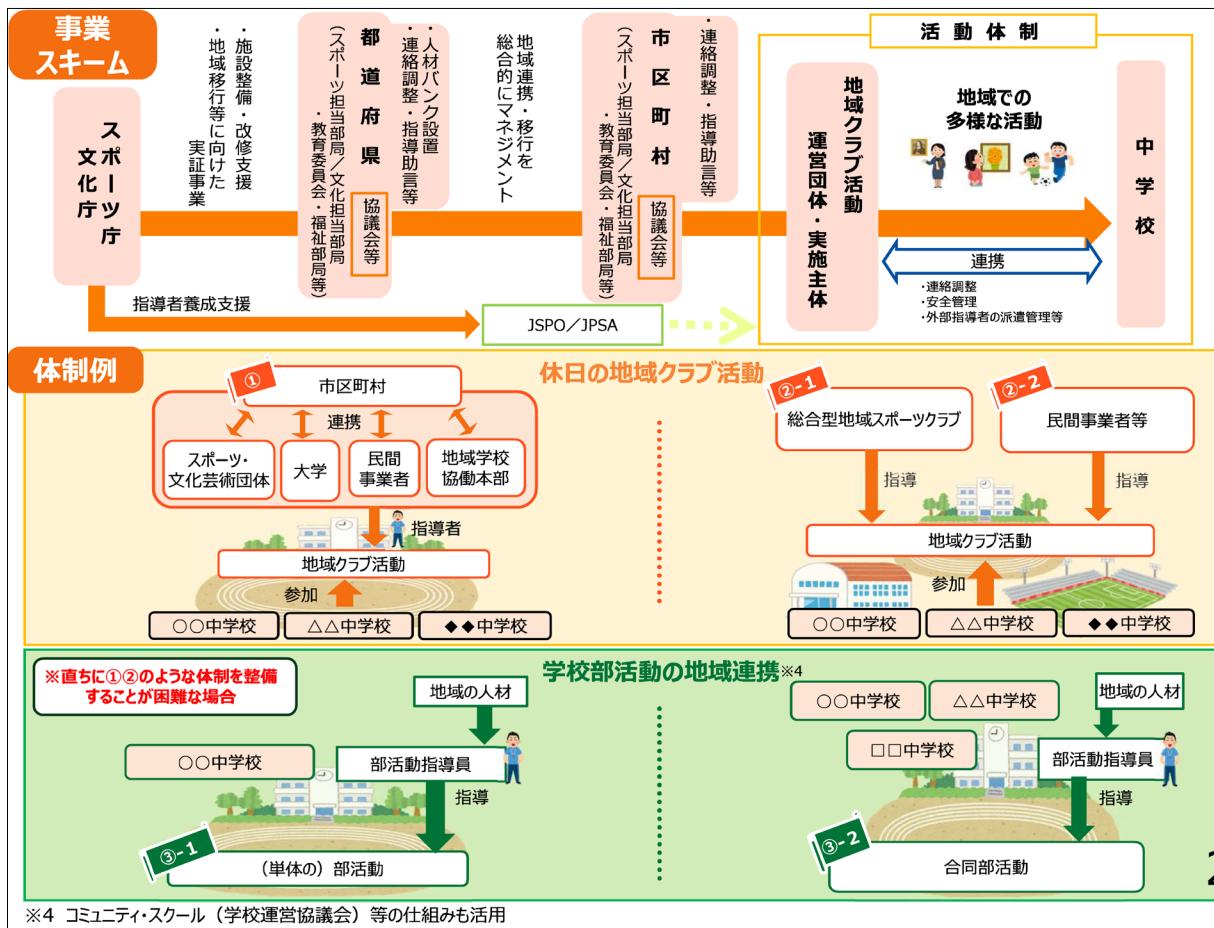
2 「地域クラブ活動」制度設計

(1) 地域の実情に応じた体制整備

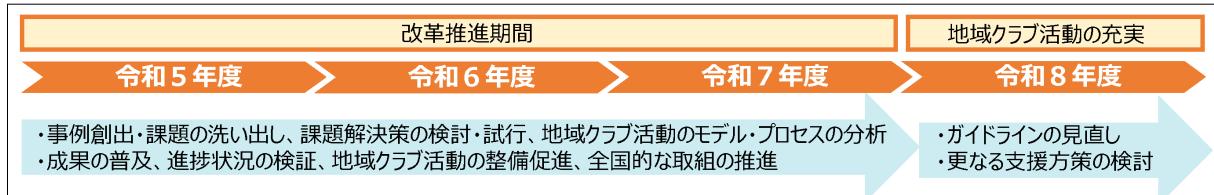
ア 体制整備

- 令和5年度文部科学省予算資料において、「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」の中に、事業スキームと体制例がポンチ絵で示されています。
- これはあくまでも一例であり、地域の実情に合わせた体制を検討する必要があります。
ここでは、受け皿として想定される多様な運営団体や実施主体が活動体制を担い、さらに各市町村において関係部局等と連携して立ち上げた協議会等により、運営団体及び実施主体を取りまとめることが想定されています。
また、他の資料（実践研究事例：後述）において、実施主体は中学生に対して指導に携わる団体等、運営団体は中学校と実施主体の間で連絡調整等を担うものと示されていますが、明確に分けることが難しい事例も考えられ、運営団体が実施主体を兼ねることも想定されています。
- 中学校単位にこだわらず、より広い地域単位での体制づくりの検討や、市町村単位を超えた広域での取組により中学生の選択肢を広げることも、趣旨に沿っていると考えます。
- すでに中学生が参加し、活動実績があるスポーツ・文化芸術活動（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間クラブ、地域のサークル・楽団、民俗芸能団体、個人レッスン等）についても、協議会等と連携し、地域クラブ活動の一翼を担う取組が期待されます。
- 直ちに上述のような体制を整備することが困難な場合には、学校部活動を軸として地域人材を活用し、部活動指導員を配置するスキームがポンチ絵で示されています。
- 令和4年12月に公表された国のガイドラインにおいては、地域の実情に応じ、学校部活動の地域連携と休日の地域クラブ活動が、当面は併存することも示されています。
- なお、令和6年度概算要求資料において、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間は、「事例創出・課題の洗い出し」「成果の普及」「進捗状況の検証」等を継続することが示されていることから、改革推進期間内はモデル事業が継続することが想定されます。
- 市町村においては、部活動指導員の配置を完成形として目指すのではなく、地域クラブ活動への移行に向けた経過措置としながら、スポーツ・文化芸術活動を学校単位から地域単位へ、運営団体・実施主体の整備充実に取り組んでいくことが求められます。

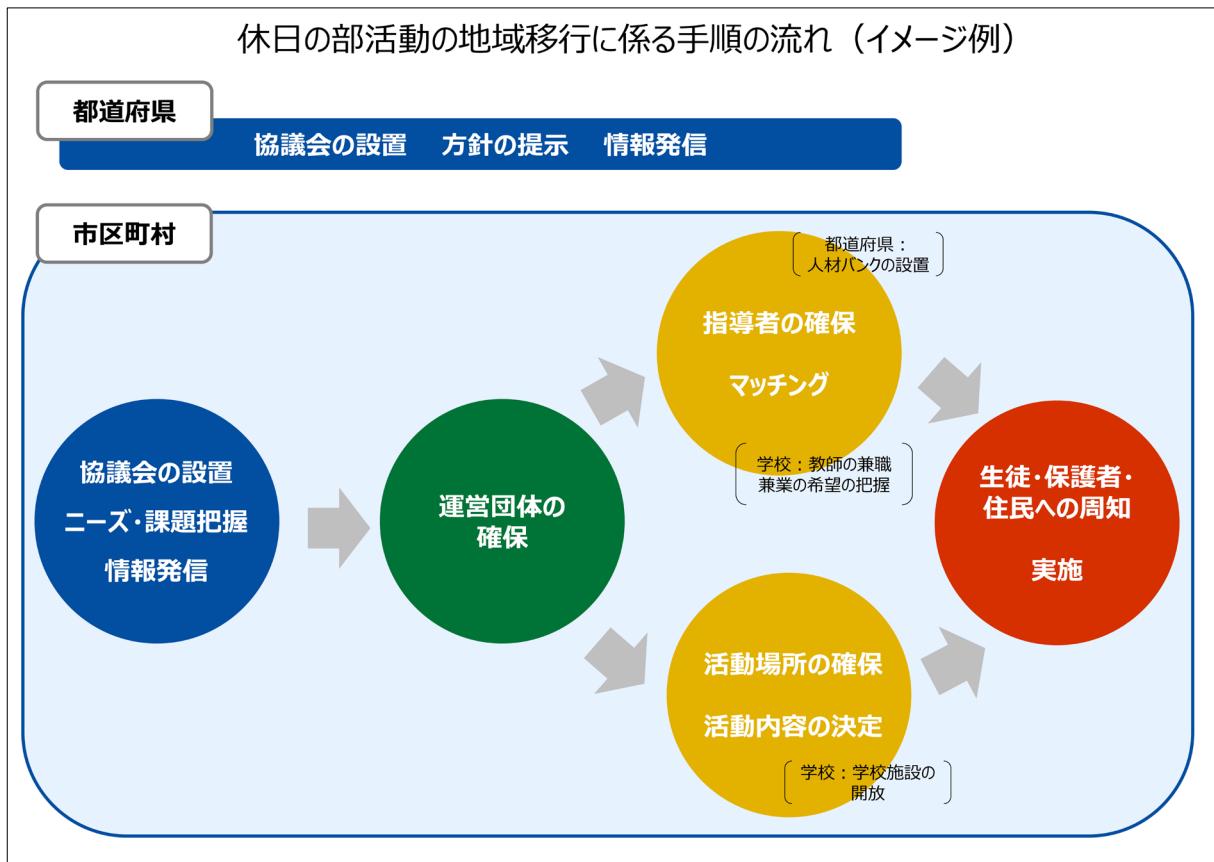
【参考】事業スキーム・体制例（令和5年度文部科学省予算資料抜粋）



【参考】事業の方向性（令和6年度概算要求資料抜粋）



【参考】休日の地域クラブ活動への移行に係る手順の流れ（国のガイドライン抜粋）



【参考】各関係者の役割例（国のガイドライン抜粋）

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）					
	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

イ 全国各地で実施されているモデル事業

- スポーツ庁及び文化庁は、令和3・4年度における地域クラブ活動への移行・地域連携に関する実践研究事例を取りまとめ、公表しています。

[スポーツ庁：全国の取組紹介]

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html



[文化庁：地域部活動推進事業及び地域文化俱楽部（仮称）創設支援事業]

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93571801.html>



- 実践研究事例は、地域クラブ活動への移行を進めるに当たり、運営形態や活動内容等を検討する上で参考となるものと考えられます。

- 特に、スポーツ庁の部活動改革ポータルサイトでは、スポーツ活動、文化活動それぞれの事例集が掲載されており、運営形態の類型例が示されています。市町村の運営や、総合型地域スポーツクラブや体育・スポーツ協会等の地域のスポーツ団体、学校と関係する団体や地域の学校支援団体による運営など、多くの事例が示されています。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00015.html



【参考】実践研究事例集（スポーツ庁・文化庁資料から抜粋）

令和4年度における運動・文化部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について（令和5年9月）



事例集 目次

運動部活動

- 1.はじめに
- 2.実践研究の概要
- 3.実践研究の成果
 - (1) 休日の部活動の段階的な地域移行
 - (2) 合同部活動の推進/短期間・効果的な活動の推進
※自治体における取組の経費や財源についても記載
- 4.実践研究先一覧

コラム 今年度の事例集から、地域移行に関するよくある質問や、責任の所在を定めている事例などを盛り込んだコラムを記載



文化部活動

- 1.はじめに
- 2.事業の概要
- 3.実践研究の概要
- 4.事例
 - 地域部活動推進事業
 - 地域文化俱楽部（仮称）創設支援事業



事例集 全体版はこちら

○運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 スポーツ庁HP
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00015.html
○文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 文化庁HP
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/93942801_01.pdf

主な内容

- 実践研究の課題、成果や実践研究の成果や好事例を踏まえ、休日の地域移行における運営形態の類型イメージや地域移行の要素の例を提示。
○各取組事例のポイントや基礎情報、特徴的な取組等を中心に紹介し、コラムでは、平日の一貫指導の取組等、各自治体に参考いただきたい情報を掲載。

運営形態の類型イメージ

市区町村運営型	地域団体・人材活用型
	任意団体設立型
	競技団体連携型
地域スポーツ・文化芸術団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型
	体育・スポーツ協会運営型
	民間スポーツ事業者運営型
その他	文化芸術団体等運営型
	その他の類型

※上記のほか、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム、大学など多様な主体による運営が考えられる。

ウ 協議会等

- 協議会等については、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の効果的・効率的な整備充実に向け、各市町村の地域スポーツ・文化芸術担当部局や教育委員会等の行政機関、運営団体や実施主体として想定されるスポーツ・文化芸術の関係団体や企業、学校、保護者代表等が十分な情報共有等を通じて緊密に連携していくよう、定期的な連絡調整を行える場として、体制を整備する必要があります。
- 協議会等での検討事項については、地域クラブ活動に係る活動方針・内容、実施校等の検討が想定されていますが、具体的には、以下に示しています。

- **活動方針・内容等の検討**
(運営団体等との連携・連動、資料1(31ページ)に例を示す)
- **移行する学校及びスポーツ・文化芸術活動の確認**
実施校に対する趣旨説明の検討、
実施内容の検討(実施校数、単独校か複数校か、競技種目の種類・活動数等)等
- **運営団体等との確認**
業務の整理、運営経費(歳入・歳出)の把握、会場(活動場所)や備品等の確保、指導者の確保(任用)及び研修、参加者の安全管理、緊急連絡体制等

- 協議会等においては、地域クラブ活動中における生徒の事故等の対応を含めて、管理責任の主体を明確にしておくことも必要です。
- 既に設置済みのもので、当該趣旨の検討等を行える場がある場合は、改めて設置する必要はありません。

エ 運営団体・実施主体

- 運営団体は中学校と実施主体の間で連絡調整等を担うもの、実施主体は中学生に対して指導に携わる団体等と示されていますが、明確に分けることが難しい事例もあり、運営団体が実施主体を兼ねることも考えられます。
- 運営団体等は、既存のものに加え、保護者会、同窓会及び本県の特徴である教育振興運動など、学校と関係する組織・団体のほか、新規に立ち上げる必要がある場合も想定されます。
移行期間においては、市町村地域スポーツ・文化芸術所管課や市町村教育委員会が、運営団体等の立ち上げを支援することや、運営団体等そのものを担うこととも考えられます。
- 運営団体等は、主に以下の業務を行うことが考えられますが、移行期間においては、必要に応じ市町村地域スポーツ・文化芸術所管課や市町村教育委員会が支援し、軌道に乗せていくことも必要となります。

- ・ **運営方針、運営方法等の決定**
(市町村が開催する協議会等と活動方針等を踏まえ、連携・連動すること)
- ・ **活動の周知に係る広報活動**
- ・ **参加者の募集、受付**
- ・ **活動のマネジメント**
活動計画の作成、活動実績報告の作成、会費・参加費の設定、施設の確保、大会・コンクール等の参加手続き、参加者及び指導者の保険加入、事故等発生時の対応等
- ・ **指導者のマネジメント**
指導者の確保(任用)、シフトの作成、従事時間管理、報酬の支払い、資質向上のための研修会の実施、指導者資格取得促進等
- ・ **参加者のマネジメント**
出欠確認、会費・参加費の徴収、安全管理等
- ・ **地域、学校、競技団体、実施主体等、関係団体とのコーディネート**
- ・ **参加者及び保護者の満足度を高める工夫**
アンケートの実施、P D C A サイクルによる運営改善等

- 実施主体として想定される団体等は、既存の学校部活動の枠組みを踏襲した活動に加え、民間主導の活動、地域クラブ活動への移行を機に新規に設置される活動、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団を融合した団体による活動など、その種類は多岐に渡ります。
- 協議会等において活動体制を検討する上で、従来の学校部活動の枠組みを踏襲した活動以外のメニューについて検討し、**地域におけるスポーツ・文化芸術活動**(スポーツ・文化芸術団体や民間クラブ、サークル、個人教室等)について全体像を把握し、それらと共に協働して活動することについて検討することが期待されます。
- スポーツ活動については、中学校体育連盟が大会を運営する競技種目のみならず、様々な競技種目が考えられます。また、同年代のみならず、地域の実情に合わせて、小学生や高校生、社会人など多様な年代とスポーツに取り組むことも想定されます。
文化芸術活動についても、地域クラブ活動への移行後は、市町村教育委員会や保護者会等が運営する活動のほか、地域の関係団体等への所属や個人レッスンにより趣味や興味・関心を追い求めるに加え、地域の民俗芸能等に取り組むことなどが想定されます。
- 活動内容は、競技力向上やコンクール等の結果を求めるに特化したもののみならず、競技種目等を限定しない活動やシーズンごとの多様なスポーツ・文化芸術活動の提供、体験型キャンプの実施など、従来の学校部活動の概念にとらわれない新たなコンテンツを加えた取組も期待されます。
- 生徒はそれぞれの地域で提供される活動機会の中から、自身の興味・関心に応じた活動を選択できることや、実施主体には共生社会の観点を踏まえた活動メニューが含まれることも期待されます。

- 生徒の希望と活動時間等の重複等が解決される場合には活動を兼ねることも認められる一方で、いずれの活動にも参加しないという選択肢も保障されることが必要です。地域で希望する活動機会がない場合は、他の地域の活動に参加することも考えられます。
- 実施主体となることが期待される団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が多くないことが予想されるため、移行期間においては、必要に応じ市町村地域スポーツ・文化芸術所管課や市町村教育委員会がサポートを行う必要があります。

【参考】地域で行われるスポーツ・文化芸術活動例（運営団体・実施主体として期待される団体等）

運営団体・実施主体	備考
市町村体育・スポーツ協会	直営による活動のほか、加盟する競技団体の活動を想定
総合型地域スポーツクラブ	複数の競技種目による活動を想定
スポーツ少年団単位団	現在の主な対象は小学生だが、対象年齢を引き上げた活動を想定
競技団体（県、市町村）	競技力向上のほか、普及を目的とした活動を想定
民間（地域）クラブ等	柔道、剣道及び空手道等の道場、硬式野球チーム（リトルシニア、ボーイズリーグ等）のほか、民間企業等によるスポーツ指導（スイミングスクール、サッカー、バスケットボール、テニス等）、書道やピアノ・音楽教室などの活動を想定
大学	大学との連携により、スポーツや文化芸術活動を得意とした学生による活動を想定
トップ・プロスポーツチーム	チームとの連携により、選手等による活動を想定
保護者会	従来の学校部活動を補完する活動（保護者会・スポーツ少年団等）が発展した取組を想定 (実施主体としての持続可能性について検討する必要)
地域（吹奏楽、声楽等）サークル・楽団	多年代での活動を想定
民俗芸能団体	地域の祭りやイベント等に向けた活動や保存・継承のための活動を想定
美術や工芸等の個人レッスン	個人活動を想定
市町村教育委員会	直接運営し、上記団体や地域人材等から指導者を確保した活動を想定
スポーツ推進委員	上記団体と連携した活動を想定

(2) 指導者の確保・資質の向上

- 地域クラブ活動では、運営団体や実施主体に所属する地域の指導者に加え、すでに中学校に配置されている部活動指導員、教員経験者、指導を希望し兼職兼業の許可を得た現職教員等が、運営団体や実施主体に所属し、指導を担うことが想定されます。
- 一方で、多くの地域において、現段階で十分な人材を確保することが困難である現状を踏まえ、地域の実情に応じて、運営団体等のみならず市町村地域スポーツ・文化芸術所管課や市町村教育委員会において、以下のような方策等を検討することが期待されます。

① 地域のスポーツ・文化芸術関係人材の把握

市町村の競技団体登録者、スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員、民間クラブ指導者、文化芸術団体関係者、個人活動を行っている指導者等をリストアップ

② 指導を希望する教員の把握

教員へのアンケート調査等により、地域クラブ活動において指導を希望する教員をリストアップ

③ 指導人材登録制度の活用

上記①、②で把握しきれない人材を活用するため、人材登録制度を構築し、適切な広報活動により、意欲ある指導者を確保

④ 企業、大学・専門学校等との連携

地域に企業チーム等がある場合は、連携して指導者確保

大学・専門学校等については、スポーツ関連企業等への就職を希望する学生や教員を志望する学生にはメリットとなりうることから、大学・専門学校等との連携を行うか、大学・専門学校等を通じての求人募集等を実施

⑤ 民間事業者との連携

全国的には、フィットネスクラブや人材派遣会社等の民間事業者との連携を行っている自治体が存在

⑥ 求人募集

マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集を実施

⑦ 広域での活動の実施

近隣市町村と連携し、市町村単位を越えた広域での活動を検討

- 地域クラブ活動の指導者は、当該スポーツ・文化芸術活動の指導力だけでなく、運営団体等が定める運営方針等に沿って、中学生に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須です。スポーツ庁の有識者会議提言では、指導の場において、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めています。また、文化庁の有識者会議提言においては、民間団体の資格による音楽文化振興人材の育成や、都道府県の吹奏楽連盟における指導者認定講座の実施などの事例も示されています。
- (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得には経済的・時間的な負担が大きいところですが、令和4年6月から教員免許状所持者を対象として、全てオンラインで受講可能な公認スポーツ指導者資格を創設しています。

- 指導者には、技術指導以外にも必要な指導スキルや倫理観等を備えている必要があることから、運営団体等は、指導者の資質向上に係る研修について検討する必要があります。
なお、市町村地域スポーツ・文化芸術所管課や市町村教育委員会がその取組を支援することも期待されます。
- 運営団体等のみならず市町村地域スポーツ・文化芸術所管課や市町村教育委員会において、指導者に対し、公認指導者資格の取得を促すことや、部活動指導員と同様の研修を実施するなど、指導者の質の向上に向けた取組が求められます。

(3) 活動経費

- 活動経費については、運営団体等が必要となる経費、また、その経費に係る財源（生徒からの経費負担有無）など、協議会等において事前に運営団体等と整理する必要があります。
なお、スポーツ庁委託事業のモデル事業においては、指導者の報酬単価を部活動指導員の単価と同様の1時間当たり1,600円を基本とし、それぞれの運営団体等が別に定めることとしました。
また、交通費についても、1回当たりの単価は、運営団体等が定める規則等に基づき支給することとしました。

【参考】活動経費の例

活動経費の例	
支出経費	指導者報酬・交通費、会場使用料、用具代・消耗品、大会・コンクール等出場費、傷害保険料、送迎費、事務局人件費・運営費、その他
収入経費	会費・参加費（傷害保険料を含む）、寄付等、公的資金（国からの委託費、地方自治体・関係団体の自主財源）、その他

(4) 会場（活動場所）等

- 会場（活動場所）については、公共のスポーツ・文化施設や学校施設、廃校施設の活用、運営団体等が所有もしくは管理等する施設などが想定されます。協議会等は、事前に運営団体・実施主体と確認する必要があります。学校施設を利用する場合には、利用ルール等の策定や希望が重複する場合には利用割り当ての調整が必要となります。
- 地域クラブ活動が、市町村の公共施設を利用して活動する際には、低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境を整備することが求められます。
また、地域クラブ活動は、これまでの学校部活動ではないことから、学校施設や備品を利用する場合には利用に係る手続きが行われ、許可を受けた上で利用することとなります。

(5) 保険の加入

- 参加者及び指導者の保険加入については、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償保険に加入するよう求める必要があります。

なお、公益財団法人スポーツ安全協会では、令和5年度からスポーツ安全保険の補償を充実し、年額掛金はそのままに、学校管理下における災害に対して、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行っている独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同程度の補償（死亡の場合）となるよう、制度改定を行っています。

(6) 具体的な進め方

市町村において地域クラブ活動への移行を進めていく中で、想定される事柄を記載しています。

ア 協議会等の設置

- 地域に望ましい新たなスポーツ・文化芸術活動の環境の創設（制度設計等）に向けた協議会等を設置します。
- 協議会等では、行政関係者や学校関係者、体育・スポーツ協会等の関係者のみならず、民間クラブチームの関係者、文化芸術団体の関係者、保護者代表等の参加を求めるなど、地域のスポーツ・文化芸術活動全体について協議が行われることが期待されます。
- 協議会等には、必要に応じて有識者の参加を求めるなど、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにします。
- また、必要に応じ、活動の改善を図ることを目的に、生徒・保護者、学校関係者等を対象としたアンケート調査を実施するなど、持続可能な活動となるよう、協議会等で検討を行っていく必要があります。

イ 地域ニーズの把握

- 生徒にとって「望ましい活動・環境の姿」を実現するため、地域の生徒（児童）と保護者のニーズや、学校の意向、地域でのスポーツ・文化芸術活動を担うことができる団体や指導者等を把握することが期待されます。また、共生社会の観点から、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる活動を行うためには、地域の特別支援学校の生徒（児童）及び保護者を含めたニーズ把握も期待されます。
- さらに、地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会する「地域ミーティング」等を開催するなど、様々な立場から意見を集約することも効果的です。
- 地域ニーズは、協議会等で共有され、地域クラブ活動の実施内容を検討する上で、参考になることが期待されます。

ウ 運営団体・実施主体に求めていくこと

- 運営団体等には、以下のことを求める必要があります。
 - ・ 運営団体等が決定する運営方針等は、「市町村における部活動の在り方に関する方針」等を踏まえた内容であること。
 - ・ 学校、指導者及び他に参画する実施主体等全ての関係者と調整を図り、活動日、活動時間、活動場所等が示された活動計画（年間、月間等）を作成し、生徒・保護者、学校関係者、協議会等に周知すること。
 - ・ 緊急時の対応に備え、生徒・保護者、学校関係者間で連絡体制を整備すること。
 - ・ 会費・参加費については、活動の維持・運営に必要な範囲で、**可能な限り低廉な会費・参加費**とすること。
 - ・ 協議会等に対して、実施に係る定期的な中間報告や情報共有、年度末での報告・分析などを行うとともに、指導者や活動場所の確保、活動経費等について課題の整理も併せて行うこと。
 - ・ 「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。
 - ・ 協議会等が実施する生徒・保護者等を対象としたアンケート調査などに協力すること。
 - ・ 地域クラブ活動を持続可能とするためには、参加者が将来、地域の指導者として子ども達を指導したいという気持ちになるような、長期的な視点をもった活動となること。

3 関係団体・学校・保護者・地域への説明・周知

- 『2 「地域クラブ活動」制度設計』で示したとおり、学校部活動の地域クラブ活動への移行について、地域の体育・スポーツ協会や文化芸術団体の関係団体等との連携が不可欠です。市町村において、関係団体等との連携に向けた説明や協議を進めていく必要があります。
また、活動方針・内容等について、学校関係者や各団体等の共通理解が得られるように、市町村において、丁寧に説明する必要があります。
- 学校部活動が段階的に地域クラブ活動へ移行していくことについては、保護者、地域の関心が非常に高い一方で、必ずしも正しい情報が伝わっていない実態があることから、中学生や小学生の保護者に対して、地域クラブ活動への移行を進めることにより**生徒にとって様々な選択肢**があること、会費・参加費等の負担が発生する活動となること等への理解を得る必要があり、必要な情報を、適切に発信していく必要があります。
- これまで県では、岩手県中学生スポーツ・文化セミナーの開催のほか、市町村教育委員会や中学校、PTA、関係団体等の会議・研修会における説明を行い、県レベルで情報提供を行ってきました。
- 今後は市町村において、準備の進捗状況等について、市町村小中学校PTA連合会や地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係団体への説明や意見交換を進めていくことが期待されます。
その際、地域のスポーツ関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の皆さんのが一堂に会す「地域ミーティング」等を開催するなど、様々な立場からの方々に一斉のメッセージを出し、同時に意見を集約することも効果的です。

4 生徒への募集案内

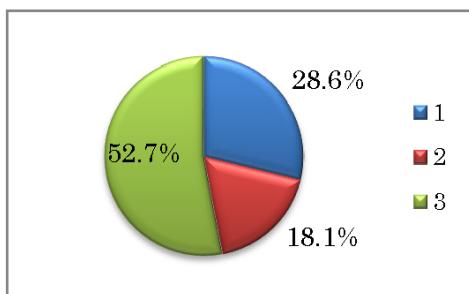
- 「2 (1) 地域の実情に応じた体制整備について」で想定したとおり、運営団体等において募集要項を作成するところですが、必要に応じ市町村地域スポーツ・文化芸術所管課や市町村教育委員会が支援することも考えられます。
- 生徒へ募集案内を行う際には、中学校において募集要項を配布することが想定されますが、学校部活動から移行された地域クラブのみならず、すでに活動実績がある地域のスポーツ・文化芸術活動についても、生徒及び保護者に対する地域のスポーツ・文化芸術環境についての情報提供の観点から、同様に取り扱うことが期待されます。
なお、令和元年12月に、中学生スポーツ・文化活動に係る研究に向けて、県教育委員会事務局保健体育課が実施したアンケート調査において、「地域にスポーツ・芸術文化活動ができる団体があるか知らない」と回答した割合が、生徒（52.7%）、保護者（40.9%）ともに高い結果であったことから、地域におけるスポーツ・文化芸術活動について周知を図る必要があることが示されています。
- 生徒は、地域クラブ活動への移行後に、どの活動に参加するか、またはいずれの活動にも参加しないか自由に選択できるようにするべきであり、また、平日は学校部活動に参加していない生徒が参加することや、平日とは違う活動を希望することも認めるような募集を行う必要があります。

【参考】中学生スポーツ・文化活動に係る研究アンケート調査結果抜粋（県教委保健体育課 令和元年12月）

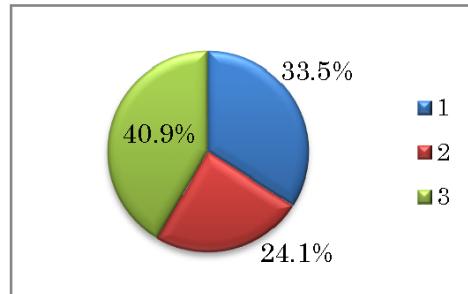
あなたの地域には、学校の部活動以外にあなたが一番取り組みたい活動ができるスポーツ・芸術文化活動の団体がありますか。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 知らない

<生徒>



<保護者>



□生徒・保護者ともに、「知らない」と回答した割合が最も高い。

5 指導を希望する教員への対応

- 文部科学省は、令和3年2月17日付け2初初企第39号で、「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」通知しました。下はその概要版です。

兼職兼業の取扱いについて（文部科学省 令和3年2月17日）

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、服務を監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能

【根拠法令】教育公務員特例法第17条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

- ・ どの法令を根拠にして許可を行うべきかについては、当該地域団体の性質や地域団体の業務内容、態様等を総合的に勘案し、各教育委員会において適切に判断を行うことが必要
- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適當
- ・ 教育委員会が地域団体や学校、教師本人とよく連携して対応することが求められる

■ 岩手県教育委員会発出通知

令和3年2月17日付け2初初企第39号「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」については、令和3年3月30日付け教職第1137号、教保第604号「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」により、各市町村教育委員会教育長、各教育事務所長及び各県立学校長あて通知しているものであること。

- 市町村教育委員会は、文部科学省通知に沿って、現行制度の範囲内で、指導を希望する教員が兼職兼業により、活動の主体である運営団体等の業務に従事できるようにする必要があります。
- 市町村教育委員会は、当該教員の時間外労働の時間と、運営団体等が示す活動計画に示された指導時間を踏まえ、兼職兼業の可否の判断をすることが必要になります。
- その際、勤務校と運営団体等が役割を分担し、当該教員や運営団体等から必要な情報が収集できるような仕組みを構築しておきます。

- なお、指導を希望する教員が兼職兼業の許可を得て指導する活動は勤務時間外に従事する活動であるため、勤務校の地域に限らず、居住地やその他の地域で行われるものから選択できるようになります。
そのため、市町村教育委員会は、必要に応じて他地域の運営団体等と連携し、指導計画と指導実績の情報を得て、適切に管理する必要が生じます。
- また、市町村教育委員会は、兼職兼業による指導を希望しない教員を、地域クラブ活動に従事させないようにする必要があります。その際、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じることを防がなければなりません。
- 資料2（34ページ）の令和5年1月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課等事務連絡「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」についても参考としてください。

地域クラブ活動における活動方針の例

令和〇年度〇〇市休日の地域クラブ活動方針

1 概要

休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、地域の特色に応じた地域クラブ活動の仕組みの構築を推進し、運営団体の責任の下で行われる活動の成果、課題を整理するとともに、運営団体が担う業務、活動経費、指導者の確保など、地域クラブ活動への移行体制構築に取り組むもの。

2 目的

これまでの学校部活動の意義と成果を生かしながら、市内スポーツ・文化芸術団体等が運営する「地域クラブ活動」の実施により、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術等に継続して親しむ機会を確保し、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することで、生徒の多様な体験機会を確保するとともに、生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動への円滑な流れを構築し、もって本市のスポーツ・文化芸術の振興に資すること。

3 事業内容

(1) 運営団体による地域クラブ活動の実施

ア 運営団体 (市内体育・スポーツ協会、市内文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ等…)
(運営団体の下で実際に活動に携わる関係団体（実施主体）も含めて記載)

イ 実施期間 令和〇年〇月から

ウ 実施校 市内中学校〇校 (〇〇中学校、…)

エ 対象部 運営団体が別に定める部活動

オ 会場 運営団体が別に定める会場

カ 参加対象 実施校に在籍する生徒

(2) 地域クラブ活動に関する体制の構築

ア 運営団体が担う業務の整理

(ア) 指導者との連絡調整及び謝金の支払方法について

(イ) 指導者の確保について

(ウ) 活動場所の確保について

(エ) 実施校との連絡調整について

(オ) 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の指導に関する調整について

(カ) その他必要と認められる業務について

イ 運営経費等の把握

(ア) 活動に要する経費について（歳出経費）

(イ) 活動参加費について（歳入経費）

(ウ) 施設使用料、大会参加費等の保護者負担について

ウ その他

(ア) 合同練習等における生徒の移動手段について

(イ) 指導者に対する研修について

4 経費

(1) 諸謝金

ア 地域クラブ活動の指導者の給与は報酬とし、1時間当たりの単価は、運営団体が別に定める額とする。

イ 地域クラブ活動の指導者の報酬は、勤務実績に基づいて支給するものとする。

(2) 旅費

ア 地域クラブ活動の指導者の交通費は旅費とし、1回当たりの単価は、運営団体が別に定める額とする。

イ 地域クラブ活動の指導者の旅費は、勤務実績に基づいて支給するものとする。

(3) 保険料

ア 地域クラブ活動に参加する指導者及び生徒の傷害保険は保険料とする。

イ 傷害保険については、地域クラブ活動の実践開始前に運営団体が加入の手続きを行うこととする。

(4) 使用料

地域クラブ活動が活動するための会場の借上げに必要な経費は使用料とする。

(5) 通信運搬費

生徒・保護者等を対象とするアンケートを実施する場合に要する郵送料は通信運搬費とする。

(6) その他

その他、地域クラブ活動に係る必要な経費について、事前に協議会事務局に問い合わせること。

5 事業実施について

(1) 指導者の任用について

指導者については、運営団体もしくは運営団体の下で地域クラブ活動を行う実施主体が任用するものとする。

(2) 事業実施について

ア 事業実施については、別紙「事業実施計画」のとおりとする。

イ 地域クラブ活動の実施については、運営団体、実施主体、実施校及び指導者等で活動日、活動時間及び活動場所等の調整を図り、年間計画及び月間計画を作成の上、実施するものとする。

ウ 実施内容について、運営団体、実施主体、実施校及び指導者等で共有を図り、地域クラブ活動の実施及び必要な調査等を行うことにより、課題を整理し体制を構築するものとする。

(3) その他

ア 教育委員会等が主催の各種会議、研修会への参加

イ 地域人材の確保、マッチングする仕組みの構築への取組

6 事業実施にあたっての留意点

運営団体は、次の(1)～(2)について関係者等と確認のうえ実施すること。

(1) 本事業の目的を共有すること。

(2) 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」を踏まえ策定した「〇〇市における部活動の在り方に関する方針」に準拠した活動とすること。

◇〇〇市における部活動の在り方に関する方針（一部抜粋）

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。
- 適切な休養日等の設定
 - ◆ 部活動休養日及び活動時間の基準
 - 週当たり 2 日以上（平日 1 日以上、週末 1 日以上）の休養日を設ける。
 - 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。
- 部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- 部活動中の熱中症事故の防止等
 - ◆ 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応すること。
 - ◆ 高温や多湿時に広域的な大会等で止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた活動とすること。

※ 文部科学省から通知されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、参加する生徒の健康状態の把握や体調管理の徹底、統括団体（全国連盟・協会等）が作成するガイドラインの内容に留意すること。

7 その他

事業実施に当たり、疑義が生じた場合には、運営団体、実施主体、実施校、協議会事務局等の関係者で協議の上解決していくものとする。

資料2

事務連絡
令和5年1月30日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
スポーツ庁地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当）付

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について
(手引き)」について(送付)

学校部活動の地域移行に関して、教師等が学校以外の主体である地域団体が実施する地域の活動において兼職兼業することについては、「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」(2初初企第39号令和3年2月17日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)(以下「兼職兼業通知」という。)において、兼職兼業等に係る考え方や留意点等について下記のとおりまとめ、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁において、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)への移行に取り組むべく、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。ガイドラインにおいては、「教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。」と記載され、また、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(通知)(4ス庁第1640号令和4年12月27日スポーツ庁次長・文化庁次長等通知)において、「希望する学校の教師等が休日等に地域の指導者として活動できるよう、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図ることが重要であること。」、「文部科学省では(略)、各地方公共団体における兼職兼業の許可の円滑な手續に資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定であること。」とお伝えしていたところです。

このたび、兼職兼業通知の内容をもとに、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可が得られることに資するよう、教師等の兼職兼業に関する必要な手続きや留意事項、具体例についてまとめた手引きを別添の通り作成しましたので、これも参考にして対応いただきますようお願いします。

なお、手引きに記載の事項については、現行制度下において実施可能な内容であり、早期に実施可能な地域や学校においては、令和5年度以降に限らず、隨時対応できるものであることも踏まえ、各地域や学校の実情に応じて適切に対応をお願いします。また、公立学校のうち主に中学校の教育職員を対象として整理していますが、高等学校その他の部活動を実施する学校については校種の違いに、学校における事務職員そ

の他の職については地方公務員法等の関係法令に留意しつつ、同様に対応をお願いします。

さらに、兼職兼業の許可等の対応に当たっては、教育委員会内の教職員の服務を監督する部署や学校部活動を担当する部署等の関係部署間のみならず、首長部局や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等ともよく連携して対応することが重要であると考えられることから、関係機関等において適切に連携した上で対応をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、必要に応じて指導・助言いただくようお願いします。

参考 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html



別添 公立学校の地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）

【本件担当】

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

○公立学校の教師等の兼職兼業に関すること
初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係（内線 2588）

○学校部活動の地域移行（運動部活動）に関すること
スポーツ庁地域スポーツ課地域部活動推進係（内線 3954）

○学校部活動の地域移行（文化部活動）に関すること
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室文化活動振興係（内線 2832）

公立学校の教師等が 地域クラブ活動に従事する場合の 兼職兼業について

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課
スポーツ庁 地域スポーツ課
文化庁 参事官（芸術文化担当）付

目次

※各見出しをクリックすると該当ページに移動します



主な対象をこの欄に
示します

○はじめに.....	2
○教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）.....	3
○教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）.....	4
○地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態	
①自治体が運営団体となる地域クラブ活動において指導する場合.....	5
②多様な組織・団体等が運営・実施する地域クラブ活動において指導する場合.....	6
③ボランティアとして指導する場合.....	7
○大会運営への従事を希望する教師等の兼職兼業の形態.....	8
○運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）.....	9
○服務監督教育委員会における留意事項等	
①兼職兼業を希望しない教師等／兼職兼業の許可時の留意する観点.....	10
②労働基準法制や勤務時間管理、健康管理等.....	11
③教師等の品位の維持・信頼の確保等／保護者や地域住民への説明責任.....	12
④勤務形態に応じた労働関係法令の適用.....	13
○地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項	
①事故が発生した際の責任・対応.....	14
②兼職兼行事の指示監督の主体.....	15
③時間外労働・割増賃金.....	16
○平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項.....	17
○Q&A	18
(参考) 教師等の兼職兼業に関する法律条文.....	19
(参考) 関係法令・通知等リンク先①～③.....	20～22



これまでも教師等は、許可を得て兼職兼業を行うことはでき、「[「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について](#)」（令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育企画課長通知）において、兼職兼業等に係る考え方や留意点等についてまとめています。

この資料では、「地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う」（[令和4年12月「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁・文化庁](#)）こと等に資するよう、**教師等の兼職兼業に関する必要な手続きや留意事項、具体例を説明**します。

服務監督教育委員会や校長等の管理職、教師等の皆様におかれでは、ぜひご参考ください。

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）

- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
①当該教師等が**希望する場合**であって、
②地方公務員法第38条や**教育公務員特例法第17条等の規定に基づき**、
③**服務を監督する教育委員会**（以下「**服務監督教育委員会**」という。）の**許可を得た場合**には、
兼職兼業を行うことが可能です。※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要（[Q&A参照](#)）。
- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、**服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て**、地域団体の業務に従事することとなります。
- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、服務監督教育委員会内の**教職員の服務を監督する部署は、必要な関係規程・運用の見直し**を行なうことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への**関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要**です。

※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

また、**服務監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要**があります。

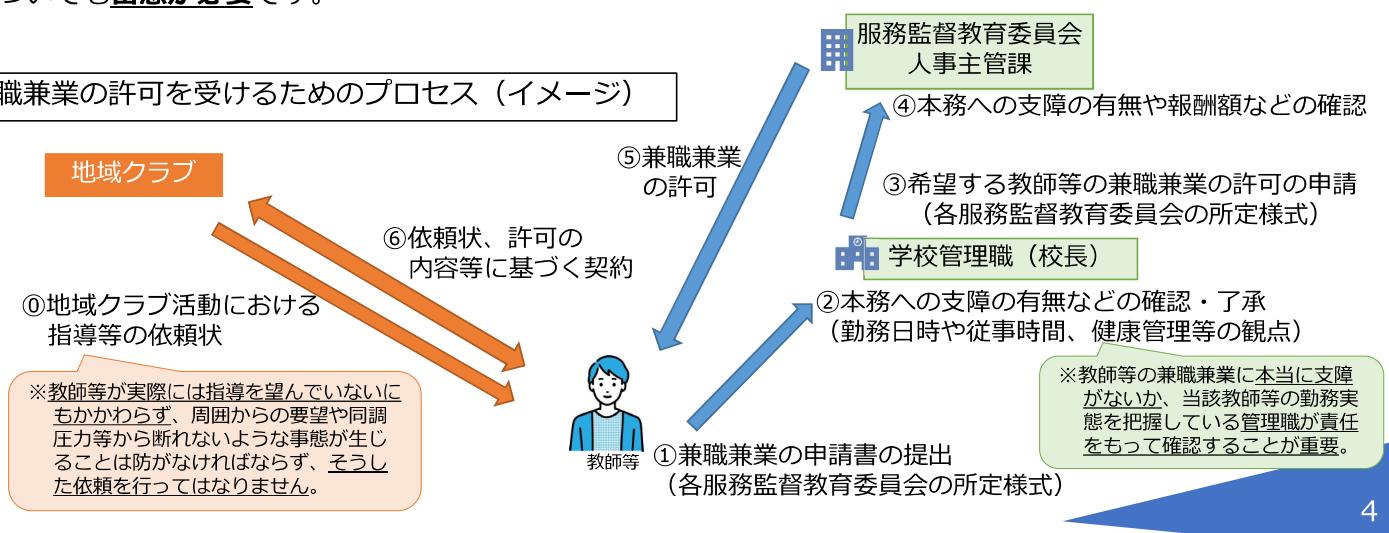
- 兼職兼業を行う教師等の服務監督を行う教育委員会や校長以外だけでなく、兼職兼業を行う教師等においても、指揮命令権や労働時間の明確な区別等、兼職兼業を行う上での留意事項をまとめているので、ご確認ください。

教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス

服務監督教育委員会
学校
教師等

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受けるための手続きが必要です。
- 一般的には、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼状を基に、上司である校長等への相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。
- これにより、兼職兼業先の業務について、報酬を受けて従事することが可能になります。
一方で、兼職兼業時の業務の管理監督者は、普段の教師等としての管理監督者（校長）と異なることや、勤務時間については、教師等としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要もあり、この点についても留意が必要です。

兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）



4

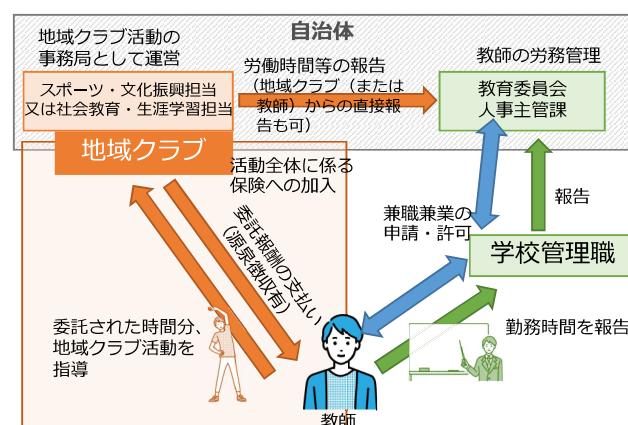
地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態① ～自治体が運営団体となる地域クラブ活動において指導する場合～

服務監督教育委員会
学校
教師等

- ・ 地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、市町村等の自治体又は自治体が設立した任意団体から、委託（委嘱）されることとなります。
- ・ 手続としては、一般に、兼職兼業希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要です。
- ・ このため、事故等に備えた保険の対応を確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。また、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

自治体が運営主体となるクラブにおいて委託を受けて指導する例

- ・ 教育委員会の一部署が事務局となり、地域クラブを運営。教師に対しては、委託（委嘱）を行う。
- ・ 地域クラブでの活動に際して、教育委員会にて委託報酬（謝金）を支払い。（※委託報酬（謝金）は自治体の規定に基づく金額。）
- ・ 業務委託の形になるため、労働時間の通算は必要ないが、教師の健康管理の観点から、人事主管課にて労働時間を一元的に管理。
- ・ 複数の中学校の生徒を対象とした活動において、高等学校の教師に中学生の指導をしてもらうなど、地域内での横・縦の連携が促された。



地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態②

～多様な組織・団体等※が運営・実施する地域クラブ活動において指導する場合～

※総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、同窓会等

服務監督教育委員会

学校

教師等

- ・地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、民間の運営団体と、**雇用契約又は業務委託契約を結ぶこと**になります。

- ・手続として、一般に、兼職兼業希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、**服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求める事が必要**となります。

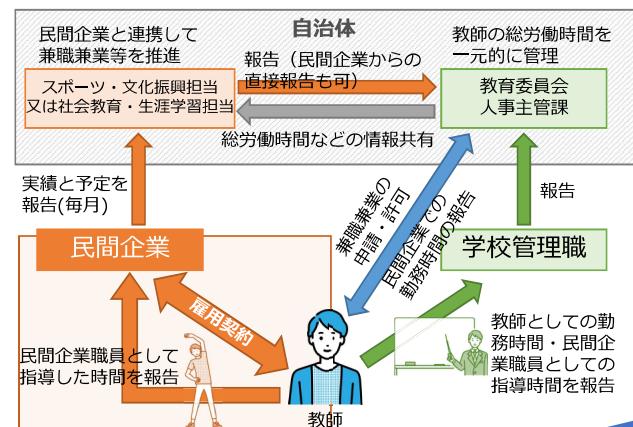
- ・活動中の事故等の責任は一義的には民間の運営団体が負うこととなります。ただし、業務委託で行う場合、個人に責任が帰される場合がありますので、業務委託で行う場合は事前に業務委託契約の内容確認や民間の運営団体に確認を行ってください。

- ・このため、事故等に備えた保険に団体が加入しているか確認し、必要に応じて個人でも加入することが望れます。また、業務委託の場合は、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

※教師等が実施主体となる団体（教室）等を設立する場合も、兼職兼業の手続きとしては同様。

民間企業から雇用されて指導する例

- ・休日の部活動指導をそのまま民間企業が実施する休日の地域クラブ活動とすることから開始。
⇒従来の休日の部活動指導時間分に対し、民間企業から時間外労働としての割増された賃金が支給。
⇒また、平日と継続して同一の教師が指導することで、生徒の混乱を防止。
- ・地域移行及び兼職兼業に係る説明会を民間企業を中心に実施し、それに基づき兼職兼業の申請をしてもらうことで、指導の継続を希望する教師の兼職兼業を促進。



地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態③

服務監督教育委員会

学校

教師等

○ボランティアとして指導する場合

- ・地域クラブ活動において指導を希望する教師等が、休日等の業務時間外において、**無償又は交通費等の実費弁償の範囲内ののみの支給**で指導する場合は、**服務監督教育委員会の兼職兼業の許可は不要**です。（一般に、上司である校長等への事前相談等についても、必ずしも要しません。）
- ・ただし、ボランティアであったとしても、**労務の対価として謝礼があるもの（有償ボランティア）については、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可が必要**になりますので、まずは上司である校長等へ事前相談等を行ってください。
- ・活動中の事故等の責任は一義的には運営主体が負うこととなりますが、ボランティア（無償・有償に限らず）であったとしても、注意義務等が問われることがありますのでご留意ください。
- ・事故等に備えて、個人として保険に加入しておくことが望れます。また、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

大会運営への従事を希望する教師等の兼職兼業の形態

サービス監督教育委員会
学校
教師等

○大会のスタッフとして大会運営に参画する場合

- これまで、大会運営に従事する際に、教師等の立場として従事しているのか、個人の立場として従事しているのか、曖昧な状況にあることもありましたが、教師等の労務管理やサービス監督の観点からその身分等について明確にすることが重要です。
- 大会のスタッフとして大会運営への参画を希望する教師等は、大会の主催者から、**大会主催者のスタッフとなることを委嘱され**、大会主催者の一員として大会に従事することとなります。
- 大会主催者が官民であるかにかかわらず、委嘱報酬を得て従事することになるので、**サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可が必要**になります。
このため、手続としては、一般に、大会主催者からの依頼状を基に教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、**サービス監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要**になります。
- また、大会が教師等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて、**職務専念義務の免除の承認手続きが必要**となりますので、同様に、上司への相談等を経てサービス監督委員会に承認を求めてください。
- 活動中の事故等の責任は一義的には大会主催者が負うことになりますが、大会スタッフとして責任等が問われることがありますので大会主催者にご確認ください。
- このため、事故等に備えた保険に大会主催者が加入しているか確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。

8

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）

サービス監督教育委員会
学校
教師等

運営主体	自治体	民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等)			その他
勤務形態	委託（委嘱）（※1）	雇用	業務委託・請負（※1）	有償ボランティア（※3）	無償ボランティア
指揮命令権者	（教師等本人）	運営主体（企業等）	（教師等本人）	（教師等本人）	（教師等本人）
賠償責任	教師等本人	運営主体（企業等）	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金（委託報酬※2）	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

※ 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業（従事）時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるのであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

○ 兼職兼業を希望しない教師等への依頼の禁止について

- ・地域団体等は、教師等が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じることは防がなければならず、そうした依頼を行ってはなりません。
- ・服務監督教育委員会及び校長等は、周囲による黙示的な圧力により、教師等が無理に希望させられることがないよう、本人の意思等をよく確認する必要があります。

○ 教師等から兼職兼業の許可の申請があった場合は、服務監督教育委員会は、関係法令に基づき、学校運営に支障がないか、保護者や地域住民への説明責任が果たせるようなものであるか、学校や教師の信用を失墜させることはないか、といったことに十分留意して判断することが重要です。

この際、例えば、地域団体の活動に従事する予定であった時間において教師等としての勤務が急遽必要となつた場合には教師等としての勤務に当たれるようにしておくなど、あらかじめ、学校の業務と地域団体の業務の関係について地域団体における雇用契約等の際に整理しておくよう、兼職兼業を希望する教師等に周知等をすることが望ましいです。

なお、地方公務員法第38条に基づく兼職兼業の場合で、教師等としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、別途、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認が必要です。

○ 地域クラブ活動での指導を希望する教師等の方は、判断に迷うことがあれば上司である校長等や服務監督教育委員会（教職員の服務を監督する部署）に事前によくご相談ください。

○ 労働基準関係法令や勤務時間管理、教師等の健康管理等の観点から、次の事項に留意が必要です。

- ・教師等が地域団体に雇用される形で兼職兼業を希望する場合には、教師等の心身の健康を確保するため、以下のような対応を行うことが求められます。
 - 学校における「労働時間」※1と地域団体における「労働時間」を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内となることが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないこととする（「時間外在校等時間」※2も含めて通算された時間について確認・判断することが望ましい）が、運用にあたっては、教師の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が45時間以内となることが望ましい。
 - なお、上記はあくまで上限を示しているものであり、上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。
- ・このため、服務監督教育委員会（及び学校）ではあらかじめ、
 - ①地域団体の事業内容、②地域団体における当該教師等の雇用形態・期間や業務内容、
③労働時間通算の対象となるか否か 等
 - について確認するとともに、
④兼職兼業の許可後も、定期的に当該教師等の労働時間・在校等時間について確認することが考えられます。
- ・服務監督教育委員会は、実施主体が異なるために教師等の業務等の実態に閑知しない、という対応をとるのではなく、地域団体における業務内容や当該教師等の労働時間等についてしっかりと把握し、事前及び兼職兼業期間中において適切な管理を行い、通算した時間が長時間にわたることがないよう、当該教師等の心身の健康の管理を行うことが必要です。
このため、教師等のみならず、地域団体や学校とも連携を図ることが必要です。



※1 教師としての所定労働時間といわれる「超勤4項目」の業務を時間外業務として命じられて当該業務に従事した時間の合計。

※2 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定。

○ 教師等の品位の維持・信頼の確保等について

- ・服務監督教育委員会は、兼職兼業の許可に当たっては、職務の公正の確保を害したり、職務に対する集中力が欠けたり、職員の品位をおとしめたりするおそれがないか、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与えないものであるかどうかについても留意する必要があります。
(例えば、地域クラブ活動に注力しすぎて本務である教師等としての職務がおろそかになることや、団体等から社会通念上適当とはいえない高額な給与等をもらうこと、団体等に学校の生徒等を勧誘して見返りにリベート等をもらうなど利益相反行為に当たるようなことなど、公務員としての職務の公正さに疑念を抱かれるようなことはあってはなりません。)
- ・また、兼職兼業の許可を出した後も、運営団体や校長等とも連携し、服務監督上問題が生じていないか等について適切な把握などが求められます。

○ 保護者や地域住民への説明責任について

- ・服務監督教育委員会等は、地域の実情を踏まえた学校部活動の地域連携・地域移行について、取組の背景や方針、具体的な内容等について、保護者や地域住民にわかりやすく周知する必要があります。
- ・また、子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備のため、新たな地域クラブ活動における生徒への指導等に教師の参画・協力も必要であることや、教師等が兼職兼業により指導等を行う場合でも本務に支障がないことについて丁寧に説明し、理解と協力を得られるよう取り組む必要があります。

○ 勤務形態の実態に応じた労働基準関係法令の適用について

- ・兼職兼業先において、業務委託等の契約で指導等をする場合であっても、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」に当たるか否か（自らが個人事業主ではなく、被雇用者と見なされるかどうか）が判断され、「労働者」に該当すると判断された場合には、労働基準関係法令が適用されます。
- ・労働基準法第9条では、「「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいう。」と規定しています。
労働基準法の「労働者」に当たるか否かは、この規定に基づき、下記に示す基準により判断されます。

労働基準法における労働者性の判断基準

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| (1) 「使用従属性」に関する判断基準 | (2) 「労働者性」の判断を補強する要素 |
| ①「指揮監督下の労働」であること | ①事業者性の有無 |
| a.仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無 | a.機械、器具の負担関係 |
| b.業務遂行上の指揮監督の有無 | b.報酬の額 |
| c.拘束性の有無 | ②専属性の程度 |
| d.代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素） | |
| ②「報酬の労務対償性」があること | |

※労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）（昭和60年12月19日）で示された判断基準に基づく。

(参考)

- ・[副業・兼業の促進に関するガイドライン](#)（厚生労働省）
- ・[フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン](#)（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）



○ 事故が発生した際の責任・対応について

- ・事故が発生した場合の責任主体は、学校ではなく、地域団体や大会の主催者が責任を負うことになります。（業務委託等の場合は、委託等を受けた教師等が個人として責任を負います。）
- ・地域団体に雇用された教師等にも責任がある場合には、当該教師等の服務の取扱いや処分の検討、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に地域団体との雇用関係において対応がなされるものです。
(なお、教師等としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要があります。)
- ・教師等本人に事故があった場合には、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に地域団体との雇用関係において対応がなされるものです。
- ・地域クラブ活動は、学校の管理下にないため、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済金給付制度」は利用できません。
そのため、当該団体等において一括した保険に加入しているか、対象者や補償範囲等を確認し、必要に応じて教師等本人、生徒各自での加入についても検討することが重要です。



○ 兼職兼業時の指揮監督の主体について

- ・地域団体や大会スタッフとして兼職兼業をしている際は、指揮命令権者は校長ではなく当該団体等にあり、その際の身分は学校の教師等ではなく、当該団体等の一員となり、当該団体等の指揮監督に従う必要があります。
- ・また、指導等を行う際の責任の観点から、次の事項に留意する必要があります。
 - 勤務先の学校の生徒を対象に指導等を行っていても、その際の身分は兼職兼業先の雇用者等であって、教師等としての立場で行うものではないこと。
 - 委託等による場合など教師等が自ら業を行う場合は、他からの指揮命令等は受けず、当該契約の範囲内において、自らの責任により運営・実施する必要があること。その場合も、教師等としての立場で行うものではないこと。
 - 教師等自身及び生徒の保険についても確認し、必要に応じて保険の案内や加入の検討、管理業務を行うなどの対応を行うこと。
- ・上記の事故等が発生した場合などに留意するためにも、教師等としての指導と、団体の職員等としての指導については、明確に区別する必要があります。

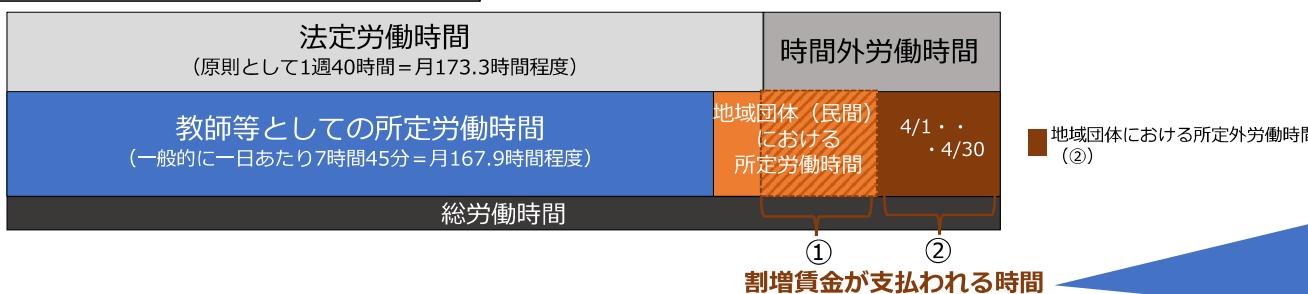


○時間外労働・割増賃金について

- 兼職兼業の開始前において、学校における所定の勤務時間と民間の地域団体における所定の労働時間とを通算した労働時間が労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を超える場合は、この超過部分が時間外労働（①）となります。
- 兼職兼業の開始以降において、学校における所定外労働時間（いわゆる超勤4項目に基づく職務命令による時間外勤務）と民間の地域団体における所定外労働時間とを当該所定外労働が行われる日ごとに順に通算して、地域団体における労働時間について法定労働時間（同上）を超える部分がある場合には、この超える部分も時間外労働（②）となります。
- この時間外労働（①②）については、当該時間外労働を行わせる民間の地域団体と従事する者との間において、労働基準法第36条に基づくいわゆる36協定の定めるところによって行い、かつ、労働基準法第37条の規定等に基づき割増賃金（総労働時間における時間外勤務時間が月60時間までの場合は基本給の1.25倍以上、月60時間を超えた場合は1.5倍以上）を支払う必要があります。

（参考）[副業・兼業の促進に関するガイドライン](#)（厚生労働省）

労働時間の通算の考え方（イメージ）



16

平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項

○平日の兼職兼業時に留意する観点について

- 平日に、地域団体において兼職兼業の許可を受けて指導等に当たることも可能であるものの、当該団体の活動が実質的に学校の業務の一部とみなされる場合には当該学校の教師等の職務として行われるものと整理されることがあります。当該団体の活動の指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が実質的に学校の業務と区分けされているか、個別具体的な活動ごとに整理することが必要です。
- 地方公務員法第38条に基づく兼職兼業の場合で、教師等としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、別途、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認が必要です。（同一自治体内の兼職の場合は、兼職兼業の許可や職務専念義務の免除は不要と考えられますが、上司である校長等に相談・了承等いただくことが重要です。）

○教師等としての業務の優先について

- 児童生徒の学びの保障などの学校や教師等の本務に支障がないことが優先されるべきであり、また、教師等としての公務への信頼の確保のためにも、地域団体の活動に従事する予定であった時間に教師等としての勤務が急遽必要となつた場合には、教師等としての勤務に当たれるようにしておくことが重要です。
- 予め、学校の業務と地域団体の業務の関係について地域団体における雇用契約等の際に整理しておくよう、兼職兼業を希望する教師等に周知等をすることが望ましいです。

○勤務上の身分の明確な区別について

- 教師等としての指導と、団体の職員等としての指導については、事故等が発生した場合などの責任の観点からも、明確に区別する必要があります。
- 特に平日に地域団体の業務等に従事する場合、その後再び教師等としての勤務を行うことは、労務管理上や勤務が長時間化することから望ましくありません。



非常勤講師でも、兼職兼業の許可は必要ですか？



フルタイム勤務の非常勤講師の場合は、常勤職員と同様に許可が必要ですが、パートタイムの会計年度任用職員の場合は許可は不要です（当然ながら非常勤講師として勤務している時間に重ならないなど、非常勤講師としての本務に支障が出ないようにするための事前相談や調整は必要です）。



地域に人材がないため、教師である自分がやらざるを得ません。



教師が、地域クラブ活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはなりません。もし強要されるようなことがあれば、服務監督教育委員会に相談しましょう。



学校で行う活動の場合は、兼職兼業とはみなされないのでしょうか？



指導監督権限が校長にあるなど、学校の本来業務の一部と整理される場合は兼職兼業の対象ではありません。しかし、あくまで学校の施設を利用しているだけで、地域団体の指導者として、地域団体の監督下で行う場合等は、兼職兼業の対象となります。



地域団体と雇用契約を結んだ際は、労働基準法が適用されるということでしょうか？



そのとおりです。時間外労働に対しては割増賃金が支払われるなど、労働基準法に則った労務管理が求められます。もし不当な扱いがあった場合は、所轄の労働基準監督署や服務監督教育委員会に相談ください。

(参考) 教師等の兼職兼業に関する法律条文

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（當利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「當利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら當利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条により、県費負担教職員に対して適用する場合においては、「任命権者」は「市町村教育委員会」と読み替えられる。

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員についてでは、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(参考) 関係法令・通知等リンク先①

服務監督教育委員会
学校
教師等

【法令】

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>)



- 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000001_20220617_504AC00000000068)



- 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000049>)



- 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針
(令和2年文部科学省告示第1号)

(https://www.mext.go.jp/content/20220929-mxt_syoto01-100002245_01.pdf)



20

(参考) 関係法令・通知等リンク先②

服務監督教育委員会
学校
教師等

【通知・ガイドライン】

- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について
(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育企画課長通知)
(https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf)



- 副業・兼業の促進に関するガイドライン（厚生労働省）

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>)



- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン
(内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)



(参考) 関係法令・通知等リンク先③

服務監督教育委員会
学校
教師等

【提言・ガイドライン】

○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

(令和4年6月6日、運動部活動の地域移行に関する検討会議)

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm)



○文化部活動の地域移行に関する検討会議提言

(令和4年8月9日、文化部活動の地域移行に関する検討会議)

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html)



○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

(令和4年12月、スポーツ庁、文化庁)

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)

